

## 被災者生活再建支援法改正等への対応について

この度の東日本大震災による被害は、相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定をはるかに超える巨大なものであり、被災者の生活再建支援は、前例にとらわれず国全体として取り組むべきである。本法に基づく支援金の支給については、被災者生活再建支援基金残高 500 億円強に対応する体制で行っており、今回のような基金残高の 10 倍にもならんとする支援金の支払いに対応することはこの制度の趣旨及び現実的な対応として、そもそも不可能であり、こうした特例的な災害に対する措置として、下記を基本として法改正等を行うべく地方と協議検討を進めるよう要請する。

### 記

- 1 今回の大震災の被災者の救済は国全体で取り組むべきものであることから、地方の負担額は、支援基金の現在高の範囲内とし、このため、地方と国との負担割合を変更し、国の負担率を 95 % とすること。
- 2 法改正後の上記負担率は遡り適用することとし、今回の大震災の発生に係る改正法施行までの間に支払われた支援金の支給については、法改正後の制度の一部と見なすこと。
- 3 現在の支援法人（財団法人都道府県会館）の事務体制では、今後、大幅に増大する支払事務に適正に対応していくことに支障を来す恐れがあるため、支払事務体制の維持確保に向けて国が特段の措置を講じること。

平成 23 年 5 月 25 日

全国知事会 会長 山田 啓二